

学校いじめ防止基本方針

令和4年

銚子市立春日小学校

1 いじめ防止等の対策に関する学校の基本理念

(1) いじめ防止等の対策に関する基本認識

いじめは、児童の心身の成長に大きな影響を及ぼし、かけがえのない命さえも失いかねない極めて重大な問題であり、決して許されない行為である。

しかし、いじめは潜在化・陰湿化していることから、発見が難しくなっており、早急な対応による早期の解消が困難になってきている現状がある。

そこで、児童の身近にいる一人一人の教師が改めていじめの問題の重要性を認識し直し、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」という認識のもとで、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処を、学校が責任をもって取り組むことができるよう「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめの問題の原因や背景については、児童を取り巻くさまざまな要因が絡み合っていると考えられるが、その解決にあたっては「いじめは絶対に許されない行為である」という強い認識のもと、いじめられている児童の立場に立って、本人や保護者の気持ちを十分に理解し、きめ細かな対応をとることが必要である。

そのために、児童に積極的に関わり、教師と児童の信頼関係を深め、気軽に相談できる環境を構築し、児童の細かな変容をいち早くつかめるようになることが重要である。

校長を中心とした指導体制のもとに、命を大切にし、いじめをなくす指導をより一層進めるとともに、この「学校いじめ防止基本方針」を全職員が熟読し、隠れたいじめがあるかもしれないという危機意識を常にもって、教師が児童にしっかり寄り添い、いじめやトラブルを初期の段階で確実に解消する取組を行っていきたいと考える。

全ての児童にとって、学校が安全で安心して学べる楽しい場所となるよう、学校・家庭・地域社会が一体となった取組を推進していきたい。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、心身の苦痛を感じていれば、法の定義のいじめにあてはまることからいじめを認知することになる。

(3) 定義に基づくいじめの判断

いじめの定義については国基本方針によって以下のように記載されている。

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否か判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ② いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ③ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。
- ④ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- ⑤ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ⑥ 「物理的影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ⑦ インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛に感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等について法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ⑧ いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分に加味した上で対応する必要がある。
- ⑨ 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。
 - 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - 金品をたかられる
 - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(4) 教職員がもつべきいじめの基本認識

いじめの問題は、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して防止対策や早期発見・早期解消に取り組むべき重要な課題である。

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであると十分認識するとともに、対応にあたっては次の点を踏まえて適切に行う必要がある。

- ① いじめの発生が見られる学校が悪い学校ではない。いじめを発見し解決するのがよい学校である。
- ② いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ③ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ④ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ⑤ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは教職員の児童感や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑧ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑨ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑩ 教職員がいじめの情報を得ながら、校内の対策組織等に報告せず、いじめに係る情報を抱え込んだ場合、いじめ防止対策推進法第23条1項の規定に違反することにもなり得る。

(5) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることができない。

① いじめに係る行為が止んでいること

心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安とする。

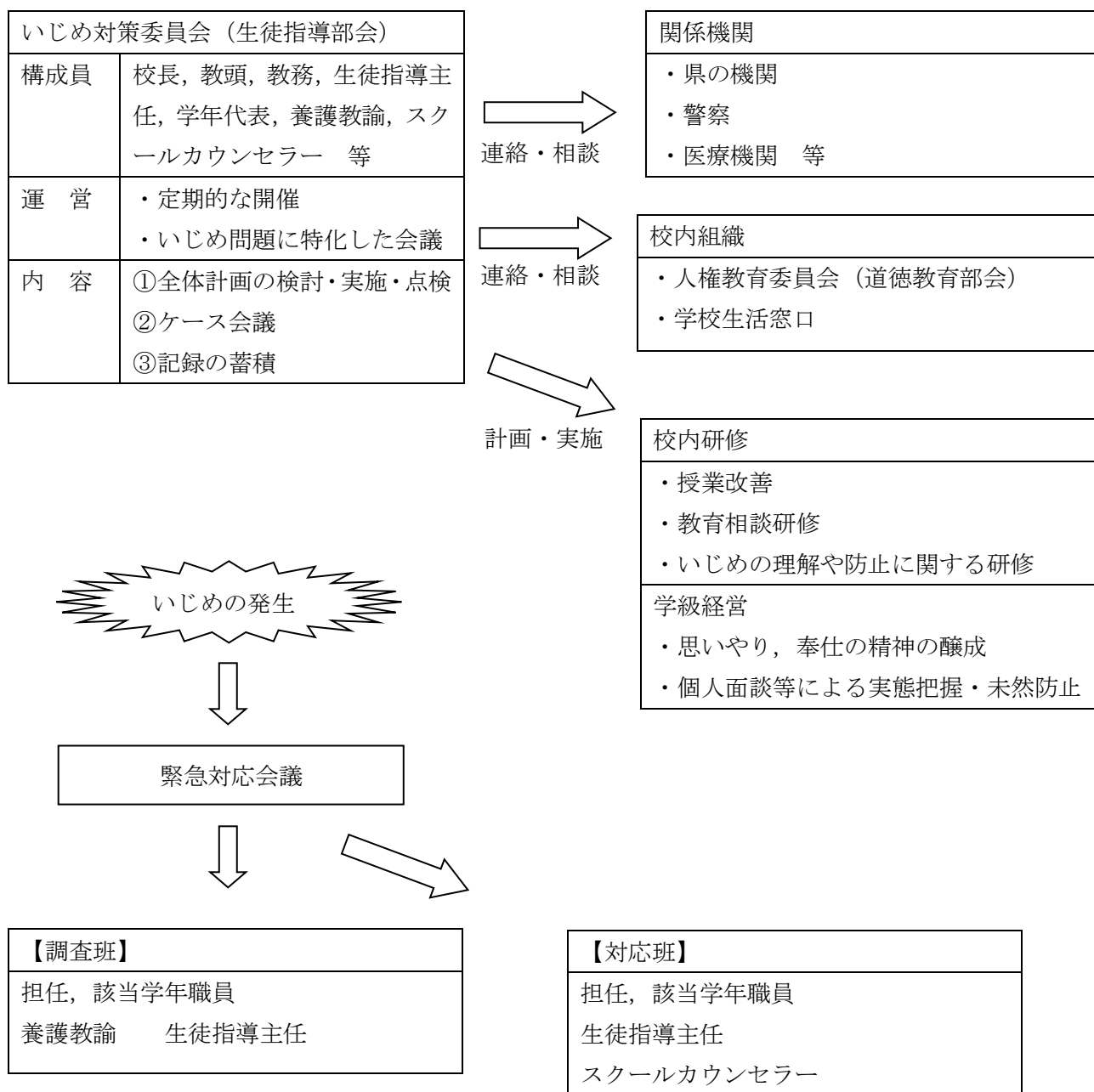
ただし、被害の重大性や状況から目安にかかわらず、その期間を改めて設定し状況を注視する。

② 本人及び保護者へ面談で確認すること

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか面談などにより確認する。

①、②を確認の上、解消とする。

2 学校いじめの防止のための対策組織について



※定例のいじめ対策委員会は，学期に1回程度開催する。

※いじめ事案の発生時は，緊急対応会議を開催し，事案に応じて調査班や対応班を編制し対応する。また，構成メンバーは事案により柔軟に編制する。なお，状況に応じて近隣中学校所属のスクールカウンセラー及び県スーパーバイザーの応援を要請する。

※学校評議員に対して，本校のいじめ防止の取り組み状況及び，重大ないじめが発生した場合の対応等について報告し意見を求める。

3 学校いじめ基本方針年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	○いじめ対策委員会会議 ・指針方針 ・指導計画等 ○保護者会等による保護者向け啓発	○いじめ対策に関する校内研修	事案発生時、緊急対応会議の開催		○いじめ対策委員会会議 ・情報共有 ・2・3学期の計画	
防止対策	○いじめ実態把握調査 ○豊かな人間関係づくり実践プログラムの実施 学級・学年づくり 人間関係づくり	○豊かな人間関係づくり実践プログラムの実施	○命を大切にするキャンペーン ・命を大切にする集会の開催 ・命を大切にする標語・詩・短作文・絵画の紹介			学級・学年づくり 人間関係づくり
早期発見	○相談BOXの設置	授業時間、また、昼休み等授業時間外の児童の人間関係の観察 アンケートの実施（毎月1回）				○教育相談期間
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等			事案発生時、緊急対応会議の開催		○入学説明会による保護者向け啓発 ○「取組評価アンケート」の実施	○いじめ対策委員会会議 ・「取組評価アンケート」の結果に基づく会議 ・来年度の課題検討
防止対策	○豊かな人間関係づくり実践プログラムの実施 学級・学年づくり 人間関係づくり	○豊かな人間関係づくり実践プログラムの実施 ○情報モラル教育	○いじめ撲滅キャンペーン 「いじめをゆるさない」趣旨の標語またはポスターづくり 「いじめゼロ宣言」と「イエローリボン」を配布	○全学級による道徳の授業の展開		
早期発見		授業時間、また、昼休み等授業時間外の児童の人間関係の観察 ○教育相談期間 アンケートの実施（毎月1回）				

4 いじめの未然防止について

(1) 学校全体の取組

① 学級経営を充実させる

- ・児童に対する教師の受容的、共感的態度により、児童一人一人の良さが発揮され、互いを認め合う学級づくり
- ・児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくり
- ・正しい言葉遣いのできる集団の育成。いじめの大半は言葉によるものであり、「きもい」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導。
- ・学級ルールや規範がきちんと守られるような継続的な指導。(特に年度始め) また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底する。
- ・アンケートや欠席・遅刻・早退の日数等(客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度)の活用による児童の実態把握。
- ・担任と児童が、いわゆる「なれあい」になっている学級は、いじめが発生しやすい傾向があるという研究結果もあるため、担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直す。

② 授業中における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくり。
- ・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開し、児童たちの学び合いを保障する。

③ 友人関係、集団づくり、社会性の育成

- ・学年・学級での心の交流を通した、他者理解と思いやりの心の育成。
- ・『いのち』のつながりと輝きを主題とする道徳の時間の充実。
- ・話し合い活動を通じて、いじめにつながるような諸問題の解決を図ることができる学級活動を行う。
- ・年4回の豊かな人間関係実践プログラムの実施。

④ ネット上のいじめについて

- ・外部の専門家等を招いて情報モラル教育の実施(年1回、高学年を対象に行う。)
- ・保護者会において、「ネット上のいじめ」の実態や、パソコンやタブレット端末、携帯電話・スマートフォン、通信を介したゲームの利用に関して家庭でのルールづくりなど、家庭での取組の重要性について呼びかけを行う。

⑤ 教員の自主研修の奨励

- ・発達段階に応じたいじめ心理についての学習。
- ・構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムの学習

⑥ 児童の自発的な活動の支援

- ・児童が、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるような「命を大切にするキャンペーン」「いじめ撲滅キャンペーン」の推進に努める。

⑦ 特に配慮が必要な児童について

- ・発達障害を含む、障害のある児童について、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの海外につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童について教職員の正しい理解等、学校として必要な対応を周知する。
- ・東日本大震災に伴う災害によって避難している児童の心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながらいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

(2) 校内の指導体制

① 学級担任等

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への展開を促す。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう指導の在り方には細心の注意を払う。

② 養護教諭

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

③ 生徒指導担当教員

- ・日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

④ 管理職

- ・全校集会などで校長が日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進等に計画的に取り組む。
- ・児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・いじめの問題に児童が自ら主体的に参加する取組の推進（児童会によるいじめ撲滅のキャンペーンや相談BOXの設置など）

5 いじめの早期発見について

(1) 学校全体の取組

① 教師と生徒との日常の交流をととした発見

- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談を利用した目配り。

② 複数の教員の目による発見

- ・多くの教員による様々な教育活動を通じた児童への関わり。
- ・教室から職員室へ戻る経路の変更や児童トイレの利用などによる気になる場面の発見。
- ・休み時間、昼休み、放課後などの計画的な校内巡回による発見。

③ アンケート調査

- ・いじめアンケートの実施（毎月1回）
- ・学年全体でのアンケートの集計や分析

④ 相談BOXの設置

- ・4月に相談BOXの周知を全児童に行い、いつでもだれにでも相談できる環境の構築。

⑤ 教育相談をととした把握

- ・教育相談の計画的実施と充実（年2回、9月、12月）

⑥ 保護者をととした発見

- ・保護者がいじめに気づいた時、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておく。

⑦ ネット上のいじめについて

- ・SNSの書き込みや画像の削除、動画の投稿、チェーンメールの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言する。

⑧ 「よろず相談窓口」を養護教諭及び教頭とし、年度初めに周知をはかる。またホームページ上にも明示する。

(2) 校内の指導体制

① 学級担任

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間・放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

② 養護教諭

- ・保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときはその機会を捉え、悩みを聞く。

③ 生徒指導担当教員

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認。

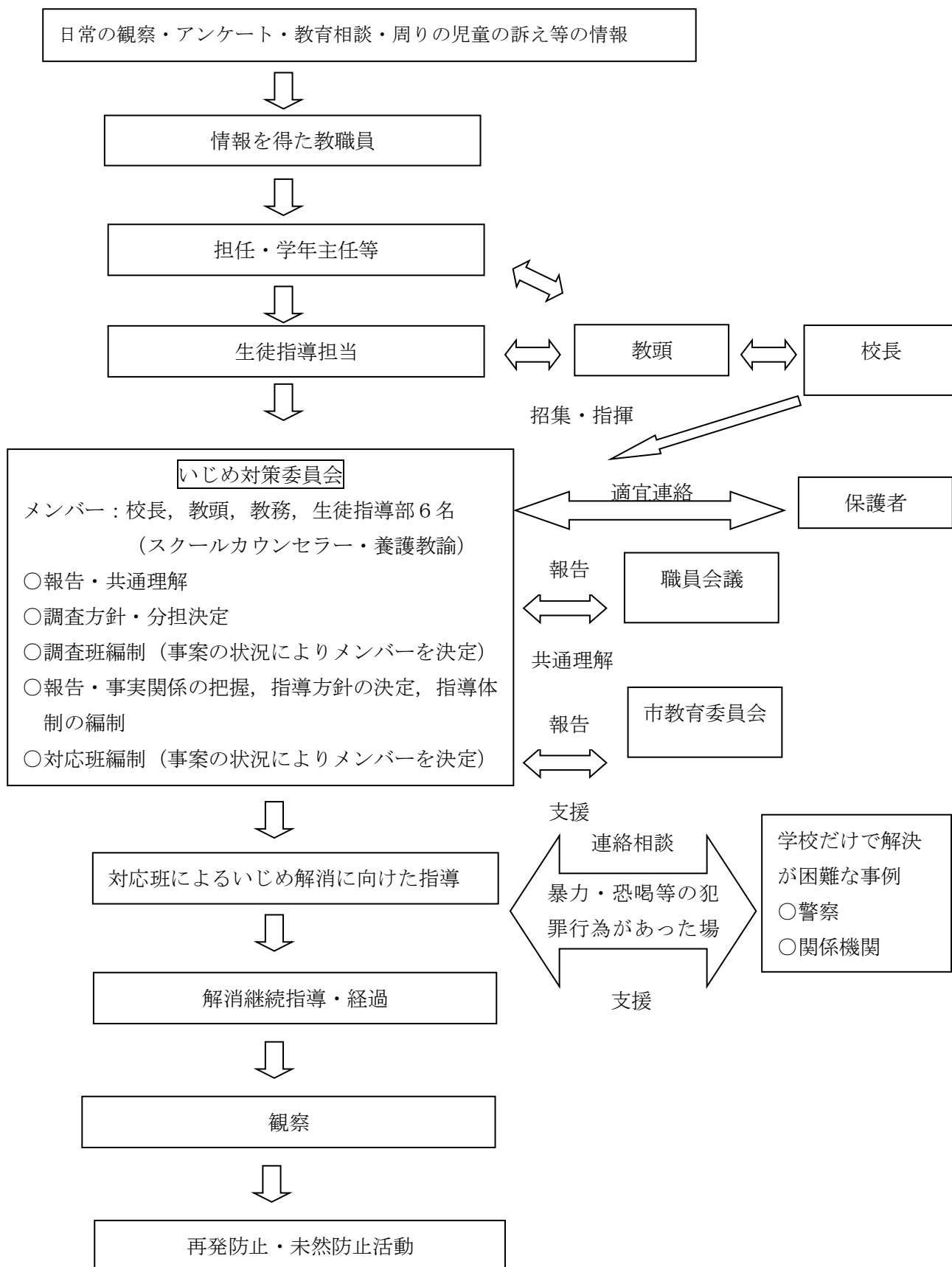
④ 管理職

- ・児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備。
- ・学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検。

6 いじめに関する相談機関

No	相談機関名	所在地	相談電話
1	銚子市立春日小学校	銚子市	0479-22-0249
2	銚子市教育委員会教育部学校教育課	銚子市	0479-24-8197
3	銚子市教育委員会青少年指導センター	銚子市	0479-21-0345
4	北総教育事務所東総研修所	銚子市	0479-23-5954
5	北総教育事務所海匝分室	旭市	0479-63-2540
6	子どもの人権 110 番	千葉市	0120-007110
7	千葉県子どもと親のサポートセンター	千葉市	0120-415446
8	チャイルドライン千葉・子ども電話	千葉市	043-204-1332
9	ヤング・テレホン・県内各地区少年センター	千葉市	0120-783-497
10	子ども家庭 110 番（千葉県中央児童相談所）	千葉市	043-252-1152
11	銚子市児童相談所	銚子市	0479-24-3231

7 いじめを認知した場合の対応について
 (1) 組織的な対応の流れ



(2) いじめを認知した場合の校内の指導体制について (※「組織的ないじめ対応の流れ」と連動)

① 学級担任等, 養護教諭

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合, その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は, 複数の教員が直ちに現場に駆けつける。)
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には, 真摯に傾聴する。
- ・発見・通報を受けた場合は, 速やかに関係児童から聞き取るなどして, いじめの正確な実態把握を行う。
- ・その際, 他の児童の目にふれないよう, 聞き取りの場所, 時間等に慎重な配慮を行う。また, 記録は文書として保存しておく。(手書き, パソコンでまとめたもの両方。)
- ・いじめた児童生徒が複数いる場合は, 同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- ・聞き取り時に休憩や食事時間の確保, 暴言や威圧等の不適切な聴取の禁止。

② いじめ対策委員会

- ・教職員, 児童, 保護者, 地域住民, その他からいじめの情報を集める。
- ・その際, 得られた情報は確実に記録に残す。
- ・一つの事象にとらわれ過ぎず, いじめの全体像を把握する。
- ・正確な実態把握に基づき, 指導・支援体制を編制する (学級担任等, 養護教諭, 生徒指導担当教員, 管理職などで役割を分担)
 - いじめられた児童やいじめた児童への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の判断 等
- ・ささいな兆候であっても, いじめの疑いがある行為には, 早い段階からの的確に関わりを持つことが必要
- ・児童の生命, 身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは, 直ちに所轄警察署に通報し, 適切に援助を求める。
- ・現状を常に把握し, 随時, 指導・支援体制に修正を加え, 「組織」でより適切に対応する。

8 指導について

(1) いじめられた児童には

- ①いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ②いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添える体制をつくる。
- ③いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

(2) いじめた児童には

- ①いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ②必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、学校教育法第35条に基づく出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ③いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応。
- ④いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ⑤不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、その捌け口として、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

(3) 学級には

- ①学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ②いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ③はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

(4) いじめられている子の保護者には

- ①いじめの事実を正確に伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ②いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ③事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

(5) いじめている子の保護者には

- ①事実を正確に伝える。
- ②保護者の心情を理解する。
- ③具体的な助言を与え、子どもの立ち直りを目指しての協力を求める。

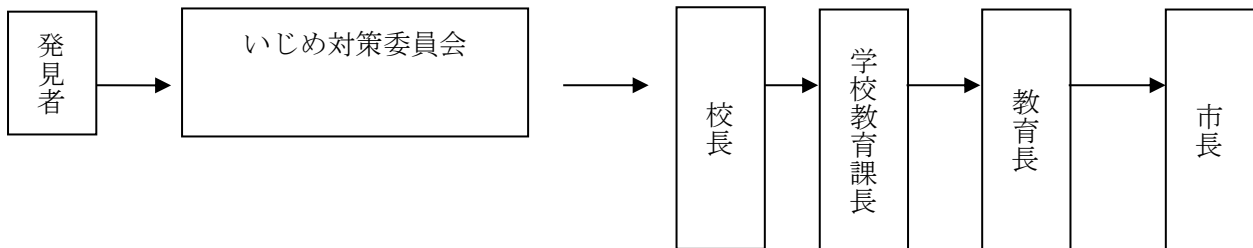
9 重大事態への対処について

(1) 重大事態の基準

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ③「児童生徒や保護者からいじめられ重大事態に至ったという申立てがあったとき」

2 重大事態が発生した場合の対応

(1) 学校内及び教育委員会への報告



※順序を示しているが、緊急時には臨機応変に対応し、必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報する。

※一報後、改めて文書により報告をする。

※銚子市教育委員会に、重大事態の調査や対応等について助言を求める。

(2) 学校が調査主体であった場合

学校の設置者が重大事態の調査の主体を判断するが、学校が調査主体であった場合、学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。

① 春日小学校いじめ調査委員会の設置

- ・本校の「いじめ対策委員会」を母体として、学校評議員、PTA 役員、学校医などの学校教職員以外の委員を加えるなど公平性・中立性の確保に努めた構成により、校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。
- ・当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- ・これまでに学校に先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・得られたアンケート結果は、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

- ④ 調査結果を銚子市教育委員会に報告（※市教育委員会から地方公共団体の長等に報告）
 - ・ いじめを受けた児童はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置
 - ・ 調査結果を踏まえ必要な措置を迅速に行う。
- (3) 銚子市教育委員会が調査主体の場合
 - ・ 市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する

10 公表、点検、評価等について

- ・ 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページで公表する。
- ・ 年度ごとにいじめに関する調査や分析を行い、これに基づいた対応をとる。
- ・ 学校評価において、いじめ問題への取組を保護者、児童、所属職員で評価する。
- ・ 学校評議員に対して、いじめの実態や予防・解消等の取組について報告し、助言を求める。
- ・ 学校は、いじめに関する状況の変化を勘案し、またいじめ問題への取組の評価を踏まえ、学校いじめ防止基本方針に検討を加え、必要があると認められるときは、学校いじめ防止基本方針を変更する。

平成26年 4月

平成30年 4月 改訂

平成30年 9月 改訂

令和 元年 9月 改訂

令和 2年 9月 改訂

令和 3年11月 改訂